

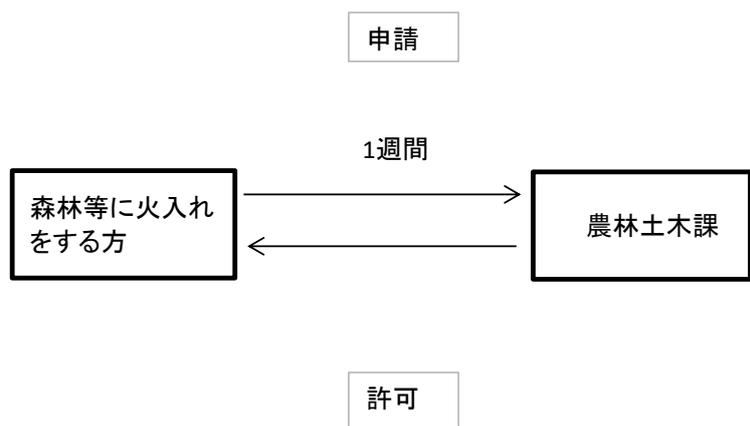
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 8

処 分 名	火入れの許可	
処 分 の 概 要	森林等に火入れをする場合、許可する。	
根 拠 法 令 名	森林法(昭和26年法律第249号)	
条 項	第21条第2項	
所 管 課	農林土木課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	1週間	
標準処理期間	計	1週間
審査基準	<p>火入をする目的が森林法第21条第2項各号の一に該当する場合でなければ許可しない。</p> <p>【根拠法令等】 森林法</p> <p>第二十一条 森林又は森林に接近している政令で定める範囲内にある原野、山岳、荒廃地その他の土地においては、その森林又は土地の所在する市町村の長の許可を受けてその指示するところに従つてでなければ火入れをしてはならない。ただし、国又は地方公共団体が火入れをする場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の市町村の長は、火入れをする目的が次の各号の一に該当する場合でなければ同項の許可をしてはならない。</p> <p>一 造林のための地ごしらえ 二 開墾準備 三 害虫駆除 四 焼畑 五 前各号に準ずる事項であつて農林水産省令で定めるもの</p> <p>森林法施行規則</p> <p>第四十七条 法第二十一条第二項第五号の農林水産省令で定める事項は、採草地の改良とする。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※申請書の受付時に、許可決定の予定日を申請者にお知らせする。